

第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第 30 条 火災に関する警報（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

○火災予防規則

（火災に関する警報）

第 4 条 法第 22 条第 3 項の規定による火災に関する警報（以下「火災に関する警報」という。）は、管理者が発令する。

2 火災に関する警報（次条に定めるものを除く。）は、法 22 条第 2 項の規定による通報を受けたとき又は気象状況が次の各号のいずれかに該当し、かつ、火災の予防上危険であると認められるときに発令する。ただし、当日に降雨又は降雪が見込まれる場合は、この限りでない。

- (1) 実効湿度が 60 パーセント以下で、最小湿度が 35 パーセント以下となり、かつ、最大風速 7 メートル毎秒以上の風が吹く見込みのとき。
- (2) 平均風速 12 メートル毎秒以上の風が、1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

【解釈及び運用】

本条は、法第 22 条第 4 項に基づき、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について規定したものであり、条例第 26 条に対して特別規定の関係にあることから、火災に関する警報の発令中にあっては、本条が優先適用される。また、本条の規制を受ける者は、本条の制限行為を自ら行おうとする者である。

なお、本条の規定に違反した者については、法第 44 条の罰則（30 万円以下の罰金又は拘留）が適用される。

1 「火災に関する警報」とは、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、規則第 4 条第 1 項又は規則第 4 条の 2 第 2 項により発令されたものである。

なお、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）の規定に基づき、市町村に対し、都道府県の機関を通じて気象官署から気象注意報等が発せられるが、これは、ここにいう「火災に関する警報」とは法律上別のものである。したがって、乾燥注意報、強風注意報が発せられた場合においても、法第 22 条第 3 項の火災警報が発せられない限り、本条の規制が及ぶものではない。

- 2 火災に関する警報（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」という。）を除く。）の発令の条件については、規則第4条第2項及び「火災に関する警報等に係る事務処理要綱」（2026年（令和8年）2月27日制定）第5条によること。

なお、林野火災警報の発令条件等については、条例第30条の9の【解釈及び運用】によること。

- 3 法第23条は、気象条件にとらわれない平常時における「たき火」及び「喫煙」の規制であるが、本条は火災警報発令中において、火入れ、煙火の消費等の火災の出火源となりやすい危険性のある火の使用についても制限をしている。

4 第1号

「**火入れ**」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条第1項の規定による火入れをはじめ、原野、堤防等において、土地の利用上の目的をもって、その土地の上にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却除去しようとする行為の全てをいう。

5 第2号

「**煙火**」とは、がん具用煙火も含む。

6 第3号

- (1) 「**屋外**」とは、建築物の外部をいうものであり、敷地内であるか否かを問わない。
- (2) 「**火遊び**」とは、火の持つ本来の効用を利用するだけでなく、単に好奇心を満足させるため、火を使い又は漫然と退屈しのぎ等のために火を燃やす行為をいう。
- (3) 「**たき火**」とは、条例第26条の【解釈及び運用】によること。

7 第4号

- (1) 「**引火性の物品**」とは、点火源により、発炎燃焼を起こす蒸気を発生するものをいう。
- (2) 「**爆発性の物品**」とは、加熱により分解爆発するもの及び燃焼速度が極めて早く、瞬時に燃焼するものをいう。

8 第6号

「**残火**」及び「**取灰**」は、いずれも何らかの火を使用する行為があった後に残されたものである。